



## 機密保持契約書

株式会社スローハンド（以下「甲」という）と 坂口宏和（以下「乙」という）は、甲が持つ情報を乙に開示するにあたり、当該情報に関する機密の保持について次のとおり合意し、契約を締結する。

第1条 この契約にいう機密情報とは、甲が乙に開示する情報、または乙が取引過程で知り得た情報であって、以下の各号の情報をいう。

- (1) 撮影済みの映像に映っている、映画やその製作に関するすべての情報
- (2) 映画の仕様、機能、その他の技術情報
- (3) 甲の顧客に関する情報（氏名・性別・住所・電話番号等を含む）
- (4) 新番組を含む未公開の番組情報
- (5) その他甲が機密情報である旨を示して開示する情報

2 機密資料とは、機密情報のうち甲から乙に対して開示される有形資料をいう。有形資料の記録媒体は口頭による開示を書面にしたものも含め、文書、CD、USBメモリー、外付けハードディスク等記録メディアその他一切のものを含み、形態の如何を問わないものとする。

3 以下のいずれかに該当することを乙が甲に対して文書その他で証明した情報については、機密情報として取り扱わないものとする。

- (1) 甲から開示を受けた時点で既に所有していた情報
- (2) 甲から開示を受けた時点で既に公知の情報
- (3) 甲から開示を受けた後に、自己の責によらず公知または公用となった情報
- (4) 正当な権利を有する第三者から機密保持の義務を負うことなく合法的に入手した情報
- (5) 甲の機密情報を利用することなく独自に取得した情報

（目的）

第2条 乙は、機密情報を次の目的（以下「使用目的」という）以外に使用したり、また将来にわたって第三者に漏洩してはならない。

※使用目的

- (1) 甲の提案する事業計画の可否の検討
- (2) 前号の事業計画に関する提案書・計画等の作成

## 機密保持契約書

株式会社スローハンド（以下「甲」という）と 坂口宏和（以下「乙」という）は、甲が持つ情報を乙に開示するにあたり、当該情報に関する機密の保持について次のとおり合意し、契約を締結する。

第1条 この契約にいう機密情報とは、甲が乙に開示する情報、または乙が取引過程で知り得た情報であって、以下の各号の情報をいう。

- (1) 撮影済みの映像に映っている、映画やその製作に関するすべての情報
- (2) 映画の仕様、機能、その他の技術情報
- (3) 甲の顧客に関する情報（氏名・性別・住所・電話番号等を含む）
- (4) 新番組を含む未公開の番組情報
- (5) その他甲が機密情報である旨を示して開示する情報

2 機密資料とは、機密情報のうち甲から乙に対して開示される有形資料をいう。有形資料の記録媒体は口頭による開示を書面にしたものも含め、文書、CD、USBメモリー、外付けハードディスク等記録メディアその他一切のものを含み、形態の如何を問わないものとする。

3 以下のいずれかに該当することを乙が甲に対して文書その他で証明した情報については、機密情報として取り扱わないものとする。

- (1) 甲から開示を受けた時点で既に所有していた情報
- (2) 甲から開示を受けた時点で既に公知の情報
- (3) 甲から開示を受けた後に、自己の責によらず公知または公用となった情報
- (4) 正当な権利を有する第三者から機密保持の義務を負うことなく合法的に入手した情報
- (5) 甲の機密情報を利用することなく独自に取得した情報

（目的）

第2条 乙は、機密情報を次の目的（以下「使用目的」という）以外に使用したり、また将来にわたって第三者に漏洩してはならない。

※使用目的

- (1) 甲の提案する事業計画の可否の検討
- (2) 前号の事業計画に関する提案書・計画等の作成